

令和6年5月 西之表市農業委員会定例総会 議事録

1. 開催日時 令和6年5月24日（金） 9時00分開会

2. 開催場所 西之表市役所 議会棟3階 第3委員会室

3. 出席委員 13名

職名	議席番号	氏名	職名	議席番号	氏名
会長	4番	脇田 峰生	委員	7番	入鹿山 君徳
職務代理者	11番	中村 裕臣	委員	8番	窪田 良二
委員	1番	河本 アツミ	委員	9番	鮫島 貞人
委員	2番	鮫島 繁樹	委員	10番	深田 広文
委員	3番	日高 仙三	委員	12番	欠席
委員	5番	中村 逸夫	委員	13番	古田 新一
委員	6番	山下 正	委員	14番	名越 直樹

4. 欠席委員 1名 12番 日笠山 昭代

5. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 報告第6号 合意解約等について
- 第3 議案第26号 農地法第3条の規定による許可について
- 第4 議案第27号 農業振興地域整備計画変更に係る意見について
- 第5 議案第28号 農地法第4条の規定による許可について
- 第6 議案第29号 農地法第5条の規定による許可について
- 第7 議案第30号 非農地証明について
- 第8 議案第31号 あっせんについて
- 第9 議案第32号 農用地利用集積計画策定に係る意見について

○事務局

皆さん、おはようございます。

本日は、12番の日笠山委員、T推進委員、N推進委員から欠席の届けが出ています。

それでは、定刻定足数に達していますので、これから令和6年5月西之表市農業委員会定例総会を開会します。

なお、会議中は、携帯電話は電源を切りになるかマナーモードに設定をお願いします。また、退席するときは、議長の許可をもらってから退席してくださいませようお願いします。

それでは開会にあたり、会長に御挨拶頂き、そのあと議事進行をお願いします。

○会長

皆さん、おはようございます。

本日は令和6年5月西之表市農業委員会定例総会を御案内しましたところ、委員、推進委員の皆様には出席を頂きましてありがとうございます。

最近、天候がぐずぐずしてなかなか晴れ間がないところで、このまま梅雨入りになるんじゃないかと思っているところです。農家の皆さんにとりましては、ぐずぐずした天候の中、晴れ間を見て、サトウキビの手入れ、サツマイモの植付け作業など、やっておられるんじゃないかと思います。

また、来月の初めになりますけれども、市、JAその他関係機関で組織される技連会において、キビ・サツマイモ作付面積実態調査が行われる予定です。畑に耕作者が札を立てて、これに名前と面積が書いています。7月から9月にかけて実施する実態調査で、立札を参考にさせていただければと思います。

また、キビの今年の速報が出ています。面積が689ヘクタール、前年比で18ヘクタールの増となっています。反収が6トン66キロで、前年比572キロの減です。総生産量は41,777トン、前年比2,774トン減となっていますけれども、糖度が高かったので、農家一戸当たりの産出額が昨年より、78,153円、高くなっているとのこと。

また、夏になったような暑い日があるかという朝晩が冷え込んで寒いような気候が続いていますので、皆さん体調管理には十分気を付けて、農業委員活動また農業の作業にがんばっていただければと思います。

簡単ですが開会の挨拶とさせていただきます。また、今日の議事運営がスムーズに終わりますように、皆様の御協力をよろしくお願いします。

○議長

それでは、本日の会議を開催します。

日程は配付しています議事日程のとおりです。

まず、日程第1、西之表市農業委員会会議規程第10条に規定する議事録署名委員の指名を行います。14番名越委員、1番河本委員を指名します。

続きまして日程第2、報告第6号「合意解約等について」です。事務局の報告をお願いします。

○事務局

日程第2、報告第6号「合意解約等について」を説明します。資料は1ページと

なります。

今月の合意解約は、1番のみで、台帳現況地目、畑、1筆面積3,421平米の合意解約がありました。

以上で説明を終わります。

○議長

続きまして日程第3、議案第26号「農地法第3条の規定による許可について」を議題とします。議案の説明をお願いします。

○事務局

日程第3、議案第26号「農地法第3条の規定による許可について」を説明します。資料は2ページです。

今月は、所有権移転の所有権移転2件の申請がありました。

1番です。現和校区西俣地区です。台帳地目、田の1筆で、現況面積2,679平米を土地交換によって所有権移転するものです。

2番です。国上校区桜園地区です。台帳地目、原野1筆1,435平米、田1筆2,179平米、合計面積3,614平米を贈与によって所有権移転するものです。

以上で説明を終わります。

○議長

ただいま事務局から説明がありました。次に担当委員から報告をお願いします。まず、2番委員、整理番号1についてお願いします。

○2番委員

2番です。農地法第3条の規定による許可について、整理番号1について報告します。

5月20日午後5時から譲受人の息子立会いのもと、担当推進委員とともに、現地確認を行いました。

申請地と譲渡人が所有している田を交換してくれないかと譲渡人から相談があり、このたびの申請になったようです。

譲受人は高齢ですが、息子さんが勤めている傍ら、作業は委託して田んぼを作るそうです。現地には既に米を作付していました。

なお、譲渡人には、確認をとっています。

双方確認の結果、許可相当と考えます。以上です。

○議長

続いて、整理番号2を5番委員お願いします。

○5番委員

5番です。整理番号2について報告します。

5月19日に譲受人立会いのもと、担当推進委員と申請地の確認を行いました。現地は、国上校区桜園地区で、桜園から西之表へ向かう途中の直線道路の東側にある水田でした。

譲受人は、10年くらい前までは建設会社に勤めていたそうですが、退職後は、熱心に農業をしているそうです。

譲渡人とは、実の兄弟であり、今回、名義人のお兄さんと相談の上、このような

運びになったそうです。

譲渡人の方とは、電話にて確認をしています。

以上確認の結果、許可相当と考えます。よろしく申し上げます。

○議長

ただいま、担当委員から報告がありました。この件につきまして皆さんから質疑等ありましたら挙手でお願いをします。

(挙手無し)

○議長

無いようですので、これから議案第26号「農地法第3条の規定による許可について」の採決を行います。許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長

全会一致で賛成ですので、本案は許可することに決定をしました。

続きまして日程第4、議案第27号、「農業振興地域整備計画変更に係る意見について」と、日程第5、議案第28号「農地法第4条の規定による許可について」と、日程第6、議案第29号「農地法第5条の規定による許可について」が関係ありますので、まとめて議案の説明をお願いします。

○事務局

日程第4、議案第27号、議案28号、議案29号を一括して説明します。

資料は3ページから5ページとなります。

まず、3ページの1番、5ページの1番です。

申請地は、下西校区川迎地区の3筆、台帳現況地目畑、合計面積1,456.15平米です。

申請理由は、申請地に資材置場を整備したいとのことです。

周辺は、畑、道路、雑種地がありますが、被害防除計画書及び被害防除誓約書が提出されていることから、転用による周囲への被害はないと思われま

す。資金調達については、残高証明書で確認がとれており、転用を行う資金力があると認められることから、転用は確実に Rowe れると思われま

す。土地の条件は、農振農用地区域から除外された後は、中山間地域などに存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の未整備農地であることから、第2種農地のその他の農地に該当すると判断されます。なお、転用許可は農用地区域から除外された後となります。

続きまして、日程第4、議案第27号「農業振興地域農業振興地域整備計画変更に係る意見について」の2番と、日程第5号、議案第28号「農地法第4条の規定に係る許可について」の1番、日程第6、議案29号「農地法5条の規定による許可について」の2番になります。資料は3ページから5ページです。

申請地は、下西校区上石寺地区の7筆で、台帳現況地目、畑、合計面積5,127平米です。

申請理由は、申請地に資材置場と重機・車両置場を整備したいとのことです。

周辺は、畑、原野、道路、宅地がありますが、被害防除計画書及び被害防除誓約書が提出されていることから、転用による周囲への被害はないと思われま

資金調達については、残高証明書で確認がとれており、転用を行う資金力があると認められることから、転用は確実に行われると思われま

す。土地の条件は、農振農用地区域から除外された後は、中山間地域などに存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の未整備農地であることから、第2種農地のその他の農地に該当すると判断されます。なお、転用許可は農用地区域から除外された後となります。

最後に、日程第6、議案29号「農地法5条の規定による許可について」の3番です。

申請地は榕城校区城区の1筆で、台帳地目、畑、現況地目、宅地、面積866平米です。

申請理由は、令和4年2月22日に資材置場、資材倉庫として、許可を受けていますが、資材倉庫の一部を居室とする利用目的の変更申請となっています。

以上で説明を終わります。

○議長

ただいま事務局から説明がありました。この件につきまして、10日に合同の現地調査が行われていますので、議案第27号から議案第29号について、調査委員長の報告をお願いします。

○3番委員

3番です。5月10日、私と8番委員と、事務局から2名、そして、各地区担当委員、推進委員、立会い人のもと、現地調査を行いましたので報告します。

まず、議案第27号の「農業振興地域整備計画変更に係る意見について」です。

番号1につきましては先ほど事務局から説明がありましたように、川迎地区にある農地です。

ここに事業量増に伴う資材置場として利用したいということです。

現在は少し荒れていて、そこに倉庫などは建てずに、資材置場として利用していきたいということでした。申請どおり間違いありません。

2番、上石寺地区にある農地です。

これも説明がありましたが、事業量増に伴う資材置場、重機・車両置場の確保をしたいということで、ここを選んだということです。この場所につきましても、周りの農地に対する影響はないということを判断して、許可相当と考えるところです。以上です。

続きまして関連がありますので、議案28号「農地法第4条の規定による許可について」の報告をします。

除外申請で現地調査した場所で、理由も一緒です。これに関しましても、資材置場、重機・車両置場を整備したいということで申請があったところです。

ここにつきましても周りの農地に影響はないということで、許可相当であろうということで、全員の一致を見たところです。

続きまして議案第29号、「農地法第5条の規定による許可について」の現地報告をします。1番につきましては、先ほど除外申請がありました農地です。

申請地を資材置場として利用したいということでこの場所を選んだということでした。これにつきましても、周りの農地への影響はないだろうということで、許可

相当であるということで、全員の意見の一致を見たところです。

2番、上石寺にある農地です。

除外申請のときも出ましたがこれに関しましては、5条申請ということになっています。

これにつきましても、申請地を資材、重機・車両置場としたいということです。

この農地に関しましては、4条の農地と同じ場所にありまして、同じ一枚になっていました。ここを整備したいということです。

これにつきましても、周りの農地への影響はないだろうということで、許可相当であると意見の一致を見たところです。

3番です。城地区にある土地です。これに関しましては、令和4年2月22日に、資材置場、資材倉庫としての転用許可をしたところですが、その後、そこに居住空間を作りたいということで、転用目的の変更の申請になったということです。

最初の転用申請で立地基準、一般基準は確認していて、転用目的の変更ということです。これに関しましては、許可相当であると全員の意見の一致を見たところです。以上です。

○議長

ただ今、調査委員長が丁寧に説明をしていただきました。まず、「農業振興地域整備計画変更に係る意見について」と、「農地法の第4条の規定による許可について」、また、「農地法第5条の規定による許可について」の番号1について11番委員、報告をお願いします。

○11番委員

11番です。「整備計画変更に関する意見について」の1番と、「農地法第5条に規定する許可について」の1番の説明をします。

この農地は、上からの写真を見てもらえば分かるように三角形の畑で、なかなか借手が見つからず、いつも荒れてる畑でした。隣に農地水でコスモスとかひまわりを植えているんですが、たまにそこを使わせてもらって、コスモスとかを植えていることもありました。一番人通りの多いのですが余り使われない畑でもありましたので、許可相当と考えます。

続きまして、2番の上石寺地区の畑です。

数年前まで大型農家の方が青果用サツマイモとバレイショ等を作っていました。ここ2、3年でその畑も使われなくなって、今は荒れているというほどでもないんですが、不耕作が数年続きました。これに関しましては、この申請人が土地を探しているということで、自分の土地もあった場所でもあり、そこに資材置場等としたいという申請でした。周りにつきましても、宅地との間に竹藪とかあるので、埃とかそういうのも届きにくく、また、東側には、宅地等もないので、許可相当と考えます。以上です。

○議長

「農地法第5条の規定による許可について」の番号3は私の担当ですので、報告します。

○4番委員

調査委員長の説明があつたとおりです。

資材倉庫として許可をもらったのですけれども、ここに一部屋居住できるスペースを作りたいということで、今回の転用の変更申請になったところです。ご審議よろしくをお願いします。

○議長

ただいま担当委員から報告がありました。この件につきまして皆さんから何か質疑等ありましたら、挙手でお願いをします。

(挙手無し)

○議長

無いようですので、採決をしたいと思います。

まず議案第27号、「農業振興地域整備計画変更に係る意見について」の採決を行います。原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長

ありがとうございました。

全会一致で賛成ですので、許可することに決定をしました。

続きまして議案第28号「農地法第4条の規定による許可について」の採決を行います。原案等のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長

ありがとうございました。

この件につきましても全会一致で賛成ですので、本案は許可することに決定をしました。

続きまして議案第29号「農地法第5条の規定による許可について」の採決を行います。原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長

ありがとうございました。

全会一致ですので、本案は許可することに決定をしました。

続きまして、日程第7、議案第30号「非農地証明について」を議題とします。事務局説明をお願いします。

○事務局

日程第7、議案第30号「非農地証明について」説明をします。資料は6ページとなります。

1番です。安納校区峯地区です。

台帳地目畑ですが、平成元年4月頃から、耕作せず、現在は原野となっています。交付基準1(イ)に基づく申請です。

2番です。立山校区芦野地区です。台帳地目畑ですが、昭和25年3月頃から耕作せず、現在は山林となっています。交付基準1(イ)に基づく申請です。

3番です。立山校区立山地区です。台帳地目は畑ですが、平成19年9月頃から耕作せず、現在は原野となっています。交付基準1(イ)に基づく申請です。

4番です。榕城校区小牧野地区です。

台帳地目畑ですが、平成元年4月頃から耕作せず、現在は原野となっています。交付基準1（エ）に基づく申請です。

以上で説明を終わります。

○議長

ただいま事務局から説明がありました。この件につきましても、10日に合同の現地調査が行われていますので、調査委員長の報告をお願いします。

○3番委員

3番です。議案第30号「非農地証明について」の現地調査の報告をします。

1番です。安納の峯地区にある農地で、公民館の裏あたりにあります。過去にここは申請人のおじいさんが管理していたんですが、もう手が回らなくなり、現在は葎が生えて荒れている状態です。現況から見ても面積的に言っても、これ以上手を入れて農地というわけにはいかないということにして、許可相当であると意見の一致を見たところではあります。

2番です。立山地区にある農地です。地目畑であるが、昭和25年3月頃から耕作せず、現在山林となっているということです。場所につきましても、途中で雑木が生えていて、カヤも相当な高さまで伸びています。ここも少し手を入れてというわけにはいかないということで、ここも非農地の許可相当であると意見の一致を見たところではあります。

続きまして3番です。立山地区にある農地です。ここも3畝ぐらいの農地ですが、道路沿いにあります。手前には、今は使っていませんが牛舎が建っています。また東側には住宅も建っていて、挟まれたような形の農地です。一部は山林化しているところもありました。ここに手を入れて、農地として使うことはできないだろうということで、非農地として認めていいということで意見の一致を見たところではあります。

4番です。小牧野地区にある農地です。登記地目は畑であるが、平成元年4月頃から耕作せず、現在、原野となっています。草が相当生い茂っていて、また、畑の入り口も狭く、面積も946平米ということで、何回か作物を作ったそうですが少しも育たないということでした。そこで今回、非農地として申請があったところです。調査委員としましても、ここは農地としては無理だろうということで、許可相当ということで意見の一致を見たところではあります。以上です。

○議長

ただいま調査委員長から説明報告がありました。この件につきましても担当委員から補足の説明がありましたらお願いをします。

まず整理番号1は、調査委員長が担当なので省略をします。

整理番号2番、3番について7番委員をお願いします。

○7番委員

7番です。調査委員長の報告のとおりです。2番の芦野地区、3番の立山地区に対しましても、重機を入れないとできるような状況ではないので、非農地として許可相当と考えます。以上です。

○議長

続いて整理番号4を14番委員をお願いします。

○14番委員

14番です。申請地の上が法面みたいになっていて、段々畑のような形になっています。調査委員長の報告どおり許可相当だと考えます。以上です。

○議長

ただいま調査委員長及び担当委員から報告がありました。この件につきまして皆さんから質疑等ありましたら挙手をお願いします。

(挙手無し)

○議長

無いようですので、議案第30号「非農地証明について」の採決を行います。原案のとおり、承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長

ありがとうございました。

全会一致で賛成ですので、本案は許可することに決定をしました。

続きまして、日程第8、議案第31号「あっせんについて」を議題とします。事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第31号「あっせんについて」を説明します。資料は7ページです。

1番です。「貸したい」の申出です。場所は安城校区大野地区です。賃料は標準額、1反歩10,000円、希望とのこと。

あっせん委員につきましては、7番 入鹿山委員と9番 鮫島貞人委員にお願いします。

以上で説明を終わります。

○議長

ただいま説明がありました。何か質疑等ありましたら挙手をお願いします。

○H推進委員

賃料が標準額の10,000円となっていますが、標準額は9,000円ではなかったですか？

○事務局

9,000円です。修正をお願いします。

○議長

あっせん委員になられた方、賃料標準額9,000円で、よろしくをお願いします。ほかに何か。

(挙手無し)

○議長

無いようですのであっせん委員になられた方よろしくをお願いします。

続きまして、日程第9、議案第32号「農用地利用集積計画策定に係る意見について」を議題とします。事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案32号「農用地利用集積計画策定に係る意見について」を説明します。

まず初めに所有権移転です。資料は8ページになります。

1段目です。地目田、面積3,279平米、地目畑、面積2,581平米、計5,

860平米、所有権を移転する者3人、受ける者3人です。内訳については、9ページを詳細については10ページから22ページをご覧ください。以上で説明を終わります。

○議長

それでは担当委員の報告をお願いします。所有権移転の整理番号1について2番委員をお願いします。

○2番委員

2番です。所有権の移転について、整理番号1について報告をします。

5月20日午後5時から譲受人の代理人立会いのもと、担当推進委員とともに現地確認を行いました。

申請地は、先ほど農地法第3条で許可された譲受人と交換した土地を所有権移転するものです。

譲受人は、安納イモの加工、キビ、米等大規模経営をしている農地保有適格法人です。

申請地は、少し埋めて商売用の芝を植えたいとのことでした。

また、この申請地は、農業振興地域の農用地区域内農地ですので、農地以外の転用は考えていないとのことでした。

譲受人は、機械類も一式そろっており、何ら問題ないと思います。許可相当と考えます。

なお、譲渡人とは面談の上、確認をとっています。よろしくをお願いします。

○議長

続きまして所有権移転、整理番号2番と3番を9番委員をお願いします。

○9番委員

9番です。

2番につきましては、1月の定例会の折に、あっせんで上がっていた土地でありまして、この土地につきましては、譲渡人は、財産を処分したいということでした。

譲受人につきましては、現在も田んぼを借りて飼料米を作っている方で、現和在住の認定農家です。規模拡大をするということで、今回の申請となっています。

続きまして、3番について説明します。

譲渡人は、現和在住の土地持ち非農家です。譲受人は現和在住で建設業と農業を営んでいます。農業も大規模にやっています。土地を規模拡大ということで、今回の申請となっています。機械等も持っており経営能力も高く、何ら問題はないと思っています。

21日に譲受人と会って確認をしています。よろしくをお願いします。

○議長

ただいま担当委員から報告がありました。この件につきまして皆さんから何か質疑等ありましたら挙手をお願いします。

(挙手無し)

○議長

無いようですので、これから議案第32号「農用地利用集積計画策定に係る意見について」の採決をします。議案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願い

いします。

(全員挙手)

○議長

ありがとうございました。全会一致で賛成ですので本案を許可することに決定しました。

以上をもちまして本日の議事は終了しました。

なお、農業委員会法第14条及び第24条において、農業委員、推進委員は「職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を引いた後も、同様とする。」となっていますので、御注意頂きたいと思います。

会 長 _____ 印

14 番 委 員 _____ 印

1 番 委 員 _____ 印